

横浜家庭裁判所委員会（6月18日）議事概要

1 日 時

平成16年6月18日（金）午後1時30分～午後4時

2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

石川恵美子，大久保博，梶村太市，北村史雄，輿石英雄，竹内直樹，土居葉子，中井國緒，中村香織，長澤明彦，平松雄造，堀内かおる，八束和廣，山焼行雄

*欠席 村山瑛子

（横浜家庭裁判所委員会運営検討会（幹事））

慶田康男，深見玲子，大野恭史，秦稔幸，山本要一，大沼律，木村謙二

（委員会事務局）

稲垣誠也，福永浩之，天本晴美，金子和子，鈴木浩之

4 議 事

(1) 所長あいさつ

(2) 意見交換テーマ

「非行少年の状況と少年審判運営について」

(3) 前回委員会における話題事項に関する説明

ア 家事首席書記官から，人事訴訟事件の推移，人的・物的手当・標準的運用についての説明があった。

イ 総務課長から，参与員の確保状況についての説明があった。

(4) 基本説明

北村委員から，少年非行の現状について説明があった。

(5) 意見交換の要旨（：委員長，：委員，：幹事）

[少年非行の現状と背景]

少年非行の現状と背景として考えられる事項について意見をうかがいたい。

少年保護事件新受件数自体は少なくなっているとのことだったが，それは，検挙率が落ちているということと平行なのか。また，検察官送致の内訳として，年齢的なものとか犯行態様が凶悪であり保護処分になじまないという理由以外に，非行事実の認定において，それが分からないから検察庁で調べてもらおうという理由で送致したという事例はあるのか。

検挙率と平行かどうかは，裁判所では何とも言えないが，検察官送致は，非行事実の蓋然性を認定した上で，年齢的なものや事案の内容から，少年のためには刑事処分が相当で

あると判断した場合になされるものであるので、原則として非行事実が分からないという理由で検察官送致をすることはない。

検察官送致後の処分がどうなったのかが裁判所に分かるような態勢になっているのか。

裁判所から積極的に聞かない限り、処分結果が分かるような手続にはなっていない。

強盗犯が増えているとの説明があったが、増加の原因のひとつには、従前は、傷害と窃盗、傷害と恐喝という形で送致されることが多かったが、今は深夜に凶器を持って集団で犯行に及ぶために、強盗で送致されてくるということがあげられるのではないかと。また、暴走族とか、コンビニでたむろしているうちに、「たかりでもやろうか。」ぐらいの気持ちでやっているという実態もあると思われる。

強盗で送致されてくる少年というのは、以前に何回か別の犯罪を犯していて、それがだんだんエスカレートするケースが多いのか、それとも初犯が強盗のケースが多いのだろうか。

最近の傾向として、大きな事件を突然起こすケースも増えているように見受けられる。

最近では初犯非行年齢が下がっている傾向が見られる。最初のうちはそれが家庭等では見過ごされていて、しばらくして事件を起こしてしまうパターンが増えているように思われる。

最近のケースで強盗事件では前歴のある少年が多いのだろうか。

統計を取っていないのではっきり言えないが、初犯事件は少なく、占有離脱物横領等を起こした後にしだいにその態様が悪化するものが多いのではないかと。しかし、少年院退院後にまた事件を起こすというのは少ない。ただ、暴走族のケースでは、退院後も交友関係を断ち切ることができずに、また共同危険行為で送致されてくることはある。

実母が子育てでノイローゼになっているとか、共働きのため子どもを託児所等に預けており、寝る前の時間とか、土日しか子と触れ合う場面がなく、しかも、土日についても家事や他のことで忙しく、子どもが親の温もりを知らないという意見もある。

1980年代になり、子どもが一人で食事を摂っていること、しかも、食べている物が食パン一枚であること等が社会問題化した。この傾向は一向に改善されていないのみならず、20年前は、一人で食事を摂ることは、寂しいこととか、悲しいことと言われていたが、最近では一人で食事を摂ることが楽しいという子どもが出てきている。それは、好きな物が気楽に食べられるという理由によるようであり、なかには子どもが食べたい物を自分で食べられるように躑をしているという親もいる。

生活に関する価値意識も、かつてはスタンダード的なものがあったが、今は多様な価値観を持った親がそれぞれの流儀でやっている。親が子どもに接している時間は少なく、子どもを育てているのは親だけではない。保育関係もあるし、とにかく社会全体で育てていくという意識を持たないと難しいだろう。

子育てノイローゼは、むしろ専業主婦に多く見られるようだ。子どもしか向き合う相手がいないというのは逃げ場がないということであり、いくら子どもがかわいくても、ストレスは溜まるものである。社会の環境整備も大切である。

子どもの関係で、母子関係が強調されすぎの感がある。母の子育てが中心ということではなくて、少なくとも男親も大事である。母の温もりということは今でも日本では言われるが、父の温もりということには言われていないのはおかしい。

虐待通報も非常に増えているが、情報が地域に流れていくことにより、そういう家庭が浮き彫りにされていく面を忘れてはならない。

1歳未満の嬰兒に対する虐待は増えておらず、今の世の中は決して悪くはなっておらず、不安感だけが先行していると思う。

親子のコミュニケーションは非常に高く、世論とは相当違う。育児ストレスは、それぞれの時代にあったと思う。生きる悩みがなくなるわけではない。また、統計数値から実態を見ることはできない。鑑別所で聞く生の実態と数値とは合わないとの印象を持っている。

非行を犯した少年に対し、世間は優しいか疑問がある。学籍があるにもかかわらず、措置がとられると学校は関係を絶つし、そもそも親はそういう子を見捨てており、保護者はいなくなってしまう。

子どもの居場所がないとよく言われているが、それに関してはいかがか。

家庭に本来居場所があったのか、いつからあったのかと、逆に問いたい。農耕民族にとっては、子どもは働き手であり、むしろ教育については反対していた。教育を家庭でというのは行政の怠慢であり、また、社会で見守ろうというのは漠然としすぎである。むしろ実態とキャンペーンとは常に違うということに早く気付くべきであると思う。

非行を犯した少年の約7割が両親が揃っているというデータがあり驚いている。少年院送致された少年のうち6,7割が虐待経験ありという調査もある。虐待にはネグレクトもあり、勝手に好きな物を食べさせるというのも虐待に入る。少年が家族から見放されて自分を統制できず、居場所もないという状況で、犯罪と意識しないまま犯罪に足を踏み入れてしまうこともある。

虐待通報に対する過剰反応もあり、例えば子どもが泣き、その泣き声が近所に聞こえるだけで虐待と思われはしないかというストレスを感じながら育児をしている母親もいる。そういう母親は、子どもを見るよりもそのことが気になってしまう。

親子のコミュニケーションが足りないということが大きな課題となっているわけではない。もちろんその側面はあるが、世間で言われているほどではないと認識している。もっと基本的な親子関係が原因である。親子であることにより、無条件で相手を受け容れるとか、信頼関係が築けているかの問題であって、コミュニケーションは、その上に存在しているものである。

統計によれば、強盗事件は、増加してきている。また、街頭犯と呼ばれる路上強盗やひったくりに占める少年の割合が高くなっている。神奈川は、都心に近く、新興の住宅地が多くあり、路上犯罪が発生しやすいとの見方もある。

ご承知のように、「破れ窓理論」というのがある。かつて、ニューヨークが犯罪の巣窟と

言われた頃、市長が一つの建物の窓が破れていると、更に窓が破られたりゴミが捨てられるようになるので、破れた窓は直ちに補修することとした。このように、小さな問題の目をつぶすことによって、犯罪が減っていったということがある。だから、自転車窃盗のように大したことの無いと思われがちな犯罪も野放しにしておくと、次第に進行するので、それを防ぎ、芽を摘むために、積極的に検挙していくという方針で臨んでいる。

[処遇の在り方について]

少年審判の内容として、「審判不開始」と「不処分」というのがある。不開始というのは、調査官調査や事案に応じ、書面審理を行い、審判を開かずに終了させることである。これに対し、不処分というのは、審判を開いて審判廷で言い渡すものである。いずれも言葉の表面からは、家裁は何もやっていないと受け取られかねないが、保護的措置と呼ばれることを行っている。

処分結果が保護観察となる事件について、調査官も十分調査していただき、審判廷では、裁判官が少年に対し、「きみはこうだから、こう（処遇）する。」とかみ砕いて分かり易く説諭していただいている。しかし、審判書では、その部分は三行半的なものになっていることが多い。審判廷では、少年や保護者もちゃんと聴いて納得しているつもりでも、後になって忘れてしまうことも多い。保護者としては、せっかく良いことを言ってくれたのだから、壁にでも貼っておきたいという要望を持つ者も多い。「何であんなに良いことを言ってくれたのに、書いてくれないのか。」と怒っている保護者もいる。審判書に記載してあれば、後日、それを示すなどして少年に対する指導にも用いることができるので、是非、審判書きに記載してもらいたい。

審判廷でのやりとりは審判調書に記載することもできるので、必要があれば、事前に申し出ていただきたい。

裁判所が忙しいのは承知しているし、言ったことを全部書いてほしいとまで要求するつもりはない。せめてほんの少しでも良い、ほんの数行でいいから入れていただきたい。ほとんどの親は、裁判官が言ったことを書面にしたものをくれるだろうと期待しているものである。

保護観察の場合、執行機関に記録等が引き継がれ、それを読んで、担当の保護司や保護観察官が少年を指導することになる。その意味からも、今、委員が言われたことは、裁判所としても検討する必要があるだろう。

被害者への配慮は大切だと思う。もちろん、一方的に少年だけが悪いのではないかもしれないが、被害者がどういう被害を受け、どう感じたかを知ることから更生が始まるのだと思う。

検察庁では起訴記録の開示を考えていくと言っているし、家裁でも配慮していただきたい。

その点については、千葉の弁護士会が研究していると聞いている。

(6) その他

庁舎の利便性だけでなく、家裁の調停のやり方も含めて、利用者からの意見を求めるた

め、アンケート用紙を置き、意見を集約するのはどうか。

検察官送致の関係で、検察官が当初検察官送致相当として家裁に送致した事件のどの程度が検察官送致されたのかは関心があるところである。

(7) 次回の意見交換テーマ

面接交渉は、代理人の立場としては大変悩むものである。どのような方法で親を説得するか、その考え方や方法について考えてみたい。

子の引渡し、親権者指定、面接交渉など子供の監護に関する事項をテーマとしてはどうか。

子供の保護や更生、子供の処遇のために、家庭裁判所としてどのような役割を果たすべきか考えてみてはどうか。

次回のメインテーマは、「子の監護をめぐる諸問題」としたい。

(8) 次回期日

平成16年11月5日(金)午後1時30分